

「令和4(2022)年度 県民の歯及び口腔の健康づくりに関する報告書」(概要)

保健福祉部健康増進課

平成23(2011)年4月1日施行の「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」第10条の規定に基づき、歯及び口腔の健康の状況、県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して令和3(2021)年度に講じた施策及び令和4(2022)年度に講じる施策について、県議会へ報告するものです。

1 県民の歯及び口腔の健康の状況

指 標	年代	直近値(県)				目標(県)	
				前年度(県)	(全国)		
むし歯のない者の割合	1歳6か月	<u>R2(2020)</u>	<u>98.9%</u>	<u>99.0%</u>	<u>98.9%</u>	—	—
	3歳	<u>R2(2020)</u>	<u>88.8%</u>	<u>88.4%</u>	<u>88.2%</u>	R5(2023)	90.0%以上
	幼稚園児(5歳児)	R2(2020)	65.6%	67.9%	69.7%	—	—
	小学生	R2(2020)	56.2%	50.1%	59.8%	R5(2023)	全国値以上
	中学生	R2(2020)	65.4%	62.6%	67.8%	R5(2023)	全国値以上
	高校生	R2(2020)	57.1%	54.1%	58.3%	R5(2023)	全国値以上
一人平均むし歯等数	12歳	R2(2020)	0.8歯	0.8歯	0.7歯	R5(2023)	0.8歯以下
歯周病検診受診率	40, 50, 60, 70歳	<u>R3(2021)</u>	<u>5.0%</u>	<u>5.3%</u>	<u>5.0%</u> <u>(R1推計値)</u>	—	—
24歯以上自分の歯を有する者の割合(注)	60歳	H28(2016)	52.2%	—	61.0%	R5(2023)	70.0%以上
20歯以上自分の歯を有する者の割合(注)	80歳	H28(2016)	34.8%	—	51.2%	R5(2023)	50.0%以上

※ (注) 県の値は平成28(2016)年度県民健康・栄養調査のアンケートによるものであり、一方で全国の値は平成28(2016)年歯科疾患実態調査(厚生労働省)の歯科健診によるものであるため、単純な比較は難しい。

※ 下線を付した箇所が、前回の報告後に更新された値である(統計指標の公表時期によるもの)。

2 令和3(2021)年度に講じた施策

(1) 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

- ・小学校においてフッ化物洗口を行う市町を支援（7市町、100校、児童19,647人）

(2) 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

- ・保育所、幼稚園、障害児通所施設等にとちぎ歯の健康センターの歯科衛生士を派遣し、歯みがき指導を実施（79回、1,535人）

(3) 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

- ・とちぎ歯の健康センターにおいて障害者歯科診療を実施（延患者数3,498人）
- ・身近な地域において障害者に歯科医療を提供する「障害者歯科医療協力医」と高次歯科医療を提供する「障害者高次歯科医療機関」による歯科医療システムの運用
 - * 障害者歯科医療協力医の登録（142名）
 - * 障害者高次歯科医療機関の指定（8病院）
- ・障害者及び高齢者入所施設を訪問し、入所者の歯科健診や職員対象の口腔ケア研修を実施（9施設、健診者：113人・受講者143人）

(4) 歯科保健医療提供体制の整備

- ・歯科衛生士の離職防止及び再就職を支援するため、「歯科医院向け働き方改革推進セミナー」をWebにより開催
 - 日時：3月6日、内容：「保険制度と将来の歯科医療」－外部環境の整理と医療制度、将来を見据えた方向性（受講者数：14名）
 - 日時：3月17日、内容：「流行る歯科医院の条件は何か？」－知られざる歯科医院経営概論（受講者数：13名）

3 令和4(2022)年度に講じる施策

(1) 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」のライフステージに対応し、切れ目のない歯と口腔の健康づくりを推進します。

(2) 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

県民自らが歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、実践できるよう、ライフステージに対応した歯科保健指導や歯科検診等の機会を提供します。

(3) 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

歯科検診等を受けることが難しい状況にある障害者や要介護者に対して、訪問歯科診療や口腔ケア等の提供体制の整備を推進します。

(4) 歯科保健医療提供体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等関係者の資質向上や連携強化を図ります。

4 その他

- ・栃木県歯科保健基本計画（2期計画）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間を1年延伸し、令和5（2023）年度までとした。